

特定非営利活動法人 札幌いちご会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人札幌いちご会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいのある人や高齢などで介護等の福祉サービスが必要な人に対し、引き続き地域で暮らし続けることが出来るよう、基本的な権利を擁護し、必要な介護サービス等が提供されるよう支援するとともに、介護の質を向上させ、障がいのある人と障がいのない人がともに支え合い共生する社会を築くための啓発活動を行い、これらの人々の福祉の増進及び人権の擁護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ホームヘルパーの養成、介護スキル向上のための講座の開催
- ② 各種の講演会、講習会、研究会等の開催
- ③ 障がい者の社会参加や自立の促進のためのサロン・サークル等の開催運営事業
- ④ 共生社会の実現に向けた各種の調査研究事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業

- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
 - ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
 - ⑨ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - ⑩ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ⑪ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
 - ⑫ 障がい者の虐待や差別を防止するための啓発事業及び虐待や差別を受けた障がい者への相談、支援事業
 - ⑬ 児童・生徒に対する障がい者への理解の促進を図り障がいのある児童と交流する事業
 - ⑭ 道路運送法に規定する自家用有償旅客運送の事業
 - ⑮ 道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業
 - ⑯ 福祉のまちづくりの推進、バリアフリーの点検、啓発事業
 - ⑰ 障がい者の国際交流促進事業
 - ⑱ 障がいのある女性への性やDVなどに対する相談支援事業
 - ⑲ ボランティア活動の促進に関する事業
 - ⑳ その他目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- ① 物品、郵便切手の斡旋及び販売
 - ② 役務の提供
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要ある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の4の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面及び電磁的記録表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的記録表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既存予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定める者の他、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）

- (5) 社員の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。
(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 小山内美智子

理事 登り口倫子

同 藤井雅之

同 茶木律子

同 奥田龍人

監事 梅井治雄

同 白戸一秀

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 入会金 | 0円 |
| (2) 正会員会費 | 3,000円(1年間分) |
| (3) 賛助会員会費 | 3,000円(1年間分) |

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人札幌いちご会

1 事業実施の方針

- (1) 定款の目的に従い以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- (2) 公益事業の安定的な実施体制の確立と法人の目的を達成する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費 の 予算額 (単位： 千円)
ホームヘルパーの養成、介護スキル向上のための講座の開催	ヘルパー職員研修会 <2025 年度の研修内容> ・訪問介護の接遇マナー ・食事介助の基礎 ・感染症対策 他	(A) 毎月 1 回 (ZOOM も併用) (B) 法人事務所 (C) 20 人	(D) 法人職員 (E) 20 人	300
各種の講演会、講習会、研究会等の開催	① 書籍『みっちのトッコラ旅』出版イベント	(A) 9～10 月 (B) 未定 (C) 10 人	(D) 当法人関係者、他 (E) 50 人	200
	② 講演会 名称未定 講演者：松本拓也さん (株式会社 OLDROOKIE 代表)	(A) 未定 (B) 未定 (C) 10 人	(D) 学校、団体、障がい当事者、一般市民 他 (E) 約 100 人	300
	③ 講師、アドバイザー派遣 障がい当事者講師派遣	(A) 随時 (B) 札幌市内、オンライン (ZOOM) (C) 5 人	(D) 学校、団体、障がい当事者、一般市民 他 (E) 約 100 人	

	④ YouTube や Zoom による 情報発信	(A) 随時 (B) 札幌市内、オン ライン (ZOOM) (C) 10 人	(D) 学校、団体、 一般市民 他 (E) 未定	95
	※各報告書を、ホームページ や「いちご通信」等に掲載発 信			
障がい者の社 会参加や自立 の促進のため のサロン・サ ークル等の開 催運営事業	①障がい者自立活動センター 設置運営事業 障がい当事者（家族を含 む。）からの相談支援（障害当 事者相談員による相談） ア、来所者への相談 イ、電話・メール等による相 談	(A) 通年 (B) 札幌市内、外 (C) 4 名		
	②「いちご通信」発行业 ア、 定期発行 年 3 回 (各種報告書等と兼ねる。) イ、 臨時号の発行 年 1 回	(A) ア 6, 10, 2 月 イ 12 月 (C) 延べ 20 名	(D) 一般市民、障 がい者 (E) 延べ ア、1,000 通 イ、5,000 通	750
	⑤ ホームページ&SNS 版 「いちご通信」での情報 発信事業	(A) 通年 (C) 延べ 20 名	(D) 一般市民、障 がい者	60
	⑥ 重度障がい者の雇用 <業務内容> (1) いちご通信の編集や原 稿執筆 (2) ホームページや SNS に掲 載する記事・動画の作 成・編集 (3) ヘルパー職員の採用面 接、また実地研修の補佐 (4) 福祉タクシー事業の運 営補助 (5) その他	(A) 4 月以降 (B) 当法人事務所 (C) 1～2 名	(D) 一般市民、障 がい当事者 (E) 2 人	
共生社会の実 現に向けた 各種の調査 研究事業	店舗や道路等のバリアフリー 設備の調査	(A) 未定 (B) 札幌市内 (C) 10 人	(D) 一般市民、障 がい者 (E) 未定	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	指定居宅介護事業所及び重度訪問介護事業の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内 (C) 20 名	(D) 居宅生活を送っている障がい者 (E) 25 名	80,000
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業	指定事業所の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内 (C) 20 名	(D) 居宅生活を送っている障がい者 (E) 25 名	5,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	一般相談支援事業所の運営	当該年度の実施予定なし		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	計画相談支援事業所の運営	当該年度の実施予定なし		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援事業所の運営	当該年度の実施予定なし		
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護（身体介護・生活援助・通院等乗降介助）事業所の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内 (C) 20 名	(D) 居宅生活をされている方 (E) 未定	6,000
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防（訪問型サービス）事業所の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内 (C) 20 名	(D) 居宅生活をされている方 (E) 未定	

障がい者の虐待や差別を防止するための啓発事業及び虐待や差別を受けた障がい者への相談、支援事業	障がい当事者（家族を含む。）からの相談支援（障害当事者相談員による相談） ア、来所者への相談 イ、電話・メール等による相談	(A) 通年 (B) 札幌市内、外 (C) 3 名	(D) 障がい当事者、当事者家族、障がい者施設事業者 (E) 延べ 6 名	
児童・生徒に対する障がい者への理解の促進を図り障がいのある児童と交流する事業	特別支援学校・養護学校への訪問 ➤ 障がいのある児童・生徒ならびに保護者への聞き取り調査、インクルーシブ教育についての情報発信	(A) 未定 (B) 札幌市内 (C) 10 人	(D) 特別支援学校関係者、他 (E) 50 人	
道路運送法に規定する自家用有償旅客運送の事業	福祉有償運送事業所の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内、外 (C) 3 名	(D) 障がい当事者、当事者家族、障がい者施設事業者 (E) 未定	
道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業	福祉タクシー事業所の運営	(A) 2025 年度中に開始予定 (B) 札幌市内、外 (C) 3 名	(D) 障害当事者、介護保険利用者、一般市民、 (E) 未定	5,500
福祉のまちづくりの推進、バリアフリーの点検、啓発事業	店舗や道路等のバリアフリー設備の調査	(A) 未定 (B) 札幌市内 (C) 10 人	(D) 一般市民、障がい者 (E) 未定	
障がい者の国際交流促進事業	海外の障がい当事者とオンライン対談	(A) 未定 (B) 法人事務所 (ZOOM) (C) 5 人	(D) 一般市民、障がい者 (E) 未定	20
障がいのある女性への性やDVなどに対する相談支援事業	障がい当事者（家族を含む。）からの相談支援（障害当事者相談員による相談）	(A) 通年 (B) 札幌市内、外 (C) 3 名	(D) 障がい当事者、当事者家族、障がい者施設事業者 (E) 未定	

ボランティア活動の促進に関する事業	障がい者ボランティア等の受け入れ（中間的就労支援的活動） 寄付を受けた書き損じ葉書や切手の仕分、分類等作業（単純作業）へ参加	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 3 名	(D) 精神障がい者、知的障がい者、一般市民等 (E) 延べ 192 名	500
その他目的を達成するために必要な事業		当該年度の実施予定なし		

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
物品、郵便切手の斡旋及び販売	ア 物品販売事業 イ 切手等販売事業	(A) 通年 (B) 当事務所 (C) 3 名	1,620
役務の提供		当該年度の実施予定なし	

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人札幌いちご会

1 事業実施の方針

- (1) 定款の目的に従い以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- (2) 公益事業の安定的な実施体制の確立と法人の目的を達成する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千 円)
ホームヘルパーの養成、介護スキル向上のための講座の開催	ヘルパー職員研修会 <2025 年度の研修内容> ・訪問介護の接遇マナー ・食事介助の基礎 ・感染症対策 他	(A) 毎月 1 回 (ZOOM も併用) (B) 法人事務所 (C) 20 人	(D) 法人職員 (E) 20 人	300
各種の講演会、講習会、研究会等の開催	① 講演会 名称未定 講演者: 小山内美智子	(A) 9~10 月 (B) 未定 (C) 10 人	(D) 当法人関係者、他 (E) 50 人	595
	② 講師、アドバイザー派遣 障がい当事者講師派遣	(A) 随時 (B) 札幌市内、オンライン (ZOOM) (C) 5 人	(D) 学校、団体、障がい当事者、一般市民 他 (E) 約 100 人	
	③ YouTube や Zoom による 情報発信	(A) 随時 (B) 札幌市内、オンライン (ZOOM) (C) 10 人	(D) 学校、団体、一般市民 他 (E) 未定	
	※各報告書を、ホームページや「いちご通信」等に掲載発信			

障がい者の社会参加や自立の促進のためのサロン・サークル等の開催運営事業	①障がい者自立活動センター設置運営事業 障がい当事者（家族を含む。）からの相談支援（障害当事者相談員による相談） ア、来所者への相談 イ、電話・メール等による相談	(A) 通年 (B) 札幌市内、外 (C) 4 名		
	②「いちご通信」発行业務 ウ、 定期発行 年 2 回 （各種報告書等と兼ねる。） エ、 臨時号の発行 年 1 回	(A) ア 8、2 月 イ 12 月 (C) 延べ 20 名	(D) 一般市民、障がい者 (E) 延べ ア、1,000 通 イ、5,000 通	750
	④ ホームページ＆SNS 版「いちご通信」での情報発信事業	(A) 通年 (C) 延べ 20 名	(D) 一般市民、障がい者	60
	⑤ 重度障がい者の雇用 ＜業務内容＞ (6) いちご通信の編集や原稿執筆 (7) ホームページや SNS に掲載する記事・動画の作成・編集 (8) ヘルパー職員の採用面接、また実地研修の補佐 (9) 福祉タクシー事業の運営補助 (10) その他	(A) 4 月以降 (B) 当法人事務所 (C) 1 ～2 名	(D) 一般市民、障がい当事者 (E) 2 人	
	共生社会の実現に向けた各種の調査研究事業	店舗や道路等のバリアフリー設備の調査	(A) 未定 (B) 札幌市内 (C) 10 人	(D) 一般市民、障がい者 (E) 未定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	指定居宅介護事業所及び重度訪問介護事業の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内 (C) 20 名	(D) 居宅生活を送っている障がい者 (E) 25 名	90,000
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業	指定事業所の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内 (C) 20 名	(D) 居宅生活を送っている障がい者 (E) 25 名	5,000

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	一般相談支援事業所の運営	当該年度の実施予定なし		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	計画相談支援事業所の運営	当該年度の実施予定なし		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援事業所の運営	当該年度の実施予定なし		
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護（身体介護・生活援助・通院等乗降介助）事業所の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内 (C) 20 名	(D) 居宅生活をされている方 (E) 未定	7,780
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防（訪問型サービス）事業所の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内 (C) 20 名	(D) 居宅生活をされている方 (E) 未定	
障がい者の虐待や差別を防止するための啓発事業及び虐待や差別を受けた障がい者への相談、支援事業	障がい当事者（家族を含む。）からの相談支援（障害当事者相談員による相談） ア、来所者への相談 イ、電話・メール等による相談	(A) 通年 (B) 札幌市内、外 (C) 3 名	(D) 障がい当事者、当事者家族、障がい者施設事業者 (E) 延べ6名	
児童・生徒に対する障がい者への理解の促進を図り障がいのある児童と交流する事業	特別支援学校・養護学校への訪問 ➤ 障がいのある児童・生徒ならびに保護者への聞き取り調査、インクルーシブ教育についての情報発信	(A) 未定 (B) 札幌市内 (C) 10 人	(D) 特別支援学校関係者、他 (E) 50 人	

道路運送法に規定する自家用有償旅客運送の事業	福祉有償運送事業所の運営	(A) 通年 (B) 札幌市内、外 (C) 3 名	(D) 障がい当事者、当事者家族、障がい者施設事業者 (E) 未定	
道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業	福祉タクシー事業所の運営	(A) 2025 年度中に開始予定 (B) 札幌市内、外 (C) 3 名	(D) 障害当事者、介護保険利用者、一般市民、 (E) 未定	5,500
福祉のまちづくりの推進、バリアフリーの点検、啓発事業	店舗や道路等のバリアフリー設備の調査	(A) 未定 (B) 札幌市内 (C) 10 人	(D) 一般市民、障がい者 (E) 未定	
障がい者の国際交流促進事業	海外の障がい当事者とオンライン対談	(A) 未定 (B) 法人事務所 (ZOOM) (C) 5 人	(D) 一般市民、障がい者 (E) 未定	20
障がいのある女性への性やDVなどに対する相談支援事業	障がい当事者（家族を含む。）からの相談支援（障害当事者相談員による相談）	(A) 通年 (B) 札幌市内、外 (C) 3 名	(D) 障がい当事者、当事者家族、障がい者施設事業者 (E) 未定	
ボランティア活動の促進に関する事業	障がい者ボランティア等の受け入れ（中間的就労支援的活動） 寄付を受けた書き損じ葉書や切手の仕分、分類等作業（単純作業）へ参加	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 3 名	(D) 精神障がい者、知的障がい者、一般市民等 (E) 延べ 192 名	500
その他目的を達成するために必要な事業		当該年度の実施予定なし		

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
物品、郵便切 手の斡旋及 び販売	ア 物品販売事業 イ 切手等販売事業	(A) 通年 (B) 当事務所 (C) 3名	1,620
役務の提供		当該年度の実施予定なし	

定款変更の認証を受けた事業年度 活動予算書

2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで

特定非営利活動法人札幌いちご会

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	39,000		39,000
賛助会員受取会費	1,200,000		1,200,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	2,500,000		2,500,000
売上高	3,000,000	1,400,000	4,400,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	600,000		600,000
4. 事業収益			
切手等販売事業収益		1,500,000	1,500,000
ヘルパー派遣売上	98,000,000		98,000,000
5. その他収益			
雑収益	50,000		50,000
有価証券配金	90,000		90,000
受取利息	10,000		10,000
寄付物品収入	500,000		500,000
経常収益計	105,989,000	2,900,000	108,889,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 役員報酬	3,600,000		3,600,000
給料手当	55,000,000	120,000	55,120,000
賞与	4,610,000		4,610,000
退職金	840,000		840,000
通勤手当	2,000,000		2,000,000
法定福利費	15,100,000		15,100,000
福利厚生費	100,000		100,000
人件費計	81,250,000	120,000	81,370,000
(2) その他経費			
接待交際費	5,000		5,000
会議費			
旅費交通費	350,000		350,000
業務委託費	300,000		300,000
広告宣伝費	500,000		500,000
通信費	900,000		900,000
消耗品	380,000		380,000
事務用消耗品	20,000		20,000
修繕費			
水道光熱費	285,000		285,000
諸会費	70,000		70,000
支払手数料	2,650,000		2,650,000
車両費	7,000,000		7,000,000
地代家賃	2,700,000		2,700,000
賃借料	20,000		20,000
保険料	500,000		500,000
寄付金	70,000		70,000
租税公課	15,000		15,000
減価償却費	700,000		700,000
研修研究開発費	750,000		750,000
燃料代	250,000		250,000
売上原価		1,500,000	1,500,000
雑費	10,000		10,000
その他経費計	17,475,000	1,500,000	18,975,000
事業費計	98,725,000	1,620,000	100,345,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	900,000		900,000
給料手当			
人件費計	900,000		900,000
(2) その他経費			
支払手数料	2,000,000		
水道光熱費	95,000		
地代家賃	634,000		
その他経費計	2,729,000		2,729,000
管理費計	3,629,000	0	3,629,000
経常費用計	102,354,000	1,620,000	103,974,000
当期経常増減額	3,635,000	1,280,000	4,915,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額	1,280,000	-1,280,000	
当期正味財産増減額			4,915,000
前期繰越正味財産額			75,023,230
次期繰越正味財産額			79,938,230

2026年度 活動予算書

2026年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで

特定非営利活動法人札幌いちご会
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	40,000		40,000
賛助会員受取会費	1,200,000		1,200,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	2,000,000		2,000,000
売上高	3,000,000	1,300,000	4,300,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	600,000		600,000
4 事業収益			
切手等販売事業収益		1,200,000	1,200,000
ヘルパー派遣売上	125,000,000		125,000,000
5 その他収益			
雑収益	50,000		50,000
有価証券配金	90,000		90,000
受取利息	10,000		10,000
寄付物品収入	500,000		500,000
経常収益計	132,490,000	2,500,000	134,990,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 役員報酬	3,600,000		3,600,000
給料手当	65,000,000	120,000	65,120,000
賞与	6,000,000		6,000,000
退職金	1,000,000		1,000,000
通勤手当	2,500,000		2,500,000
法定福利費	20,000,000		20,000,000
福利厚生費	130,000		130,000
人件費計	98,230,000	120,000	98,350,000
(2) その他経費			
接待交際費	5,000		5,000
会議費			
旅費交通費	350,000		350,000
業務委託費	300,000		300,000
広告宣伝費	500,000		500,000
通信費	500,000		500,000
消耗品	380,000		380,000
事務用消耗品	20,000		20,000
修繕費			
水道光熱費	285,000		285,000
諸会費	70,000		70,000
支払手数料	2,650,000		2,650,000
車両費	2,000,000		2,000,000
地代家賃	2,700,000		2,700,000
賃借料	20,000		20,000
保険料	700,000		700,000
寄付金	70,000		70,000
租税公課	15,000		15,000
減価償却費	700,000		700,000
研修研究開発費	750,000		750,000
燃料代	250,000		250,000
売上原価		1,500,000	1,500,000
雑費	10,000		10,000
その他経費計	12,275,000	1,500,000	13,775,000
事業費計	110,505,000	1,620,000	112,125,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	900,000		900,000
給料手当			
人件費計	900,000		900,000
(2) その他経費			
支払手数料	2,000,000		
水道光熱費	95,000		
地代家賃	634,000		
その他経費計	2,729,000		2,729,000
管理費計	3,629,000	0	3,629,000
経常費用計	114,134,000	1,620,000	115,754,000
当期経常増減額	18,356,000	880,000	19,236,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額	880,000	-880,000	
当期正味財産増減額			19,236,000
前期繰越正味財産額			79,938,230
次期繰越正味財産額			99,174,230